

放送コンテンツの製作取引適正化に関する検討会(第4回)メモ(2008/5/21)

# 「優越的地位の濫用」の適用と展開

慶應義塾大学 石岡克俊

# 本報告の内容とねらい

- (1) 「優越的地位の濫用」に関する法適用の展開をいくつかの時期に分けて概観し、各時期における法適用の傾向について整理・紹介する。→(別添・「優越的地位の濫用」適用事例一覧を参照)
- (2) 公正取引委員会による「優越的地位の濫用」規定の適用にあたってのポイントになっている考え方について整理する。
- (3) 「優越的地位の濫用」の適用にあたり、典型例の一つとしてのいわゆる「ローソン事件」を紹介する。
- (4) 「優越的地位の濫用」に関する法適用の現状を整理することで、今後のガイドライン作成にあたっての示唆を得る。

# 優越的地位の濫用

## 一般指定14項(優越的地位の濫用)

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。

- 一 継続して取引する相手方に対し、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。
- 二 継続して取引する相手方に対し、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
- 三 相手方に不利益となるように取引条件を設定し、又は変更すること。
- 四 前三号に該当する行為のほか、取引の条件又は実施について相手方に不利益を与えること。
- 五 取引の相手方である会社に対し、当該会社の役員の選任についてあらかじめ自己の指示に従わせ、又は自己の承認を受けさせること。

## 第2条第9項(「不公正な取引方法」の定義)

この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

.....

- 五 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。

## 第19条(不公正な取引方法の禁止)

事業者は、不公正な取引方法をしてはならない。

# 流通取引ガイドラインより

## 第1部-第五-2 購買力を利用した相互取引(抄)

(1)購買市場における有力な事業者が、例えば次のように自己の商品を購入する旨の条件を付けて自己に商品を販売する継続的な取引の相手方と取引し、これによって当該有力な事業者から商品を購入せず、若しくは購入できない事業者又は当該有力な事業者の競争者の取引の機会が減少し、他に代わり得る取引先を容易に見いだすことができなくなるおそれがある場合には、当該行為は不公正な取引方法に該当し、違法となる(一般指定13項(拘束条件付取引))。

.....

(2)さらに、事業者がその購買力を利用して取引の相手方に対し、上記(1)[1]～[5]のような行為又は次のような行為を行い、その行われた状況(行為者の市場における地位、行為者と相手方との関係、市場構造、要請又は申し入れの程度・態様等)から、相手方が当該事業者からの商品の購入を余儀なくされることとなる場合には、当該行為は不公正な取引方法に該当し、違法となる(一般指定10項(抱き合わせ販売等))。

.....

(3)また、継続的な取引関係にある事業者間で、取引上の地位が相手方より相対的に優越している一方の当事者が、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に、自己が商品を購入する相手方に対して自己又は自己の指定する事業者の販売する事業者の販売する商品を購入させることは、事業者の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するものである。したがって、取引上優越した地位にある事業者が、例えば上記(1)[1]～[5]又は(2)[1]～[2]のような行為を行って自己が商品を購入する取引先事業者に自己又は自己の指定する事業者の販売する商品を購入させる場合には、当該行為は不公正な取引方法に該当し、違法となる(一般指定14項(優越的地位の濫用))。

# ローソン事件

平成10年(勸)第18号株式会社ローソンに対する件  
公正取引委員会平成10年7月30日勸告審決  
審決集45巻136ページ

# 購買力の濫用

日用品納入業者X

日用品納入業者Y

日用品納入業者Z

「+α計画」と称する増収計画に基づき、特段の算出根拠のない一定額の金銭の提供を主要日用品納入業者60名に要請

主要日用品納入業者約70名に取扱い優先度の高い標準棚割商品を1円にて納入することを要請(約13億円分)

ローソン

チェーン店が取扱う日用品の選定と一括仕入れ

ローソンチェーン

a

ローソンチェーン

b

ローソンチェーン

c

ローソンの「+α計画」等に基づき、主要日用品納入業者60名に対してなされた特段の算出根拠のない一定額の金銭の提供、及び、主要日用品納入業者70名に対してなされた標準棚割商品の1円納入の要請は、当該金銭の提供ないし1円での納入要請に応じるべき合理的理由がないにもかかわらず、要請の時期が次期の取扱い商品の選定時であり、また、ローソンとの納入取引を継続して行う立場上、同要請に従うことを余儀なくされ、日用品納入業者はおおむねこの要請に従っていたし、1円納入についても、日用品納入業者の一部はすでに納入を実施し、その他の多くも1円納入を順次約定しつつあった。

# ローソン事件

## 事件の背景

ローソンは、フランチャイズ・システムの本部機能を有する者であって、わが国において「LAWSON」の店舗名称、商標、サービスマーク等統一的な営業上の標章の下に、食品、飲料、日用雑貨品の小売等を行ういわゆるコンビニエンス・ストアのチェーン店の一部を自ら営むほか、フランチャイズ・システムに基づくローソンチェーン店の事業・経営について、統一的な方法で統制、指導、援助等を行う事業を営む者である。

ローソンは、ローソンチェーン店を全国に6649店展開しており、その店舗数はわが国におけるコンビニエンス・ストア・チェーン業界においては第2位、小売業界全体においては第5位の地位を占めている。また、ローソンチェーン店は、消費者から需要の多い商品を揃えているものとして高い信用を得ている。

ローソンと継続的取引関係にある日用品納入業者は約100名であるところ、ローソンは日用品納入業者の同チェーンに対する納入高又は納入数料を基準とする仕入割戻制度を設け、「割戻に関する約定書」と称する書面による契約を締結し、この契約に基づき仕入割戻金の收受を行ってきた。

ローソンは、日用品の納入業者にとってきわめて有力な取引先であり、日用品納入業者は、自己の商品がローソンチェーン店において取扱われることにより当該商品に対する消費者の信用度が高まること等から、ローソンとの納入取引の継続を強く望んでおり、このため、ローソンとの取引関係にある日用品納入業者の大部分は、当該取引を継続する上で、納入する商品の品質、納入価格等の取引条件とは別に、ローソンからの種々の要請に従わざるを得ない立場にある。

## 法の適用

ローソンは、自己の取引上の地位が日用品納入業者に対して優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、日用品納入業者に対し、金銭を提供させ、また、一円納入をさせることにより、経済上の利益を提供させていたものであり、これらは、いずれも不公正な取引方法第14項第2号に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反する。

# 「優越的地位の濫用」適用事例一覧

事件番号 審決年月日	件名	内容	主文の要旨	審決集	備考
昭28（勸）4 昭和28年11月6日	日本興業銀行に対する件	日本冶金工業に対する協調融資団の幹事銀行として、同社役員の進退一任を約束させ、役員人事を指示し、同社の競争会社鴨川化工社長を社長とするように指示	一定の事項を除き、役員任免の指示の禁止	5巻61頁	
昭30（勸）3 昭和30年12月10日	大正製薬に対する件	大正チェーンの医薬品小売店に対し、[1]他の商品の販売、広告を禁止、[2]他の商品を販売したことを理由に取引停止、[3]大正製品を優先する旨の約定をしたか否かによってリベート等の差別、[4]不当な義務の賦課	[1]約定書の廃棄、復活の禁止、[2]不当な差別、取引拒否の禁止、[3]不当な契約条項の削除・変更	7巻99頁	他に旧指定1、2、7、10にも該当
昭32（勸）3 昭和32年6月3日	三菱銀行に対する件	近江絹糸の代表取締役会長、同副社長を一方的に決定指示し、同社の役員の人事権を手中に収め、「代表取締役相互申合事項」を決定し、もって同社の経営権を掌握	[1]派遣役員の辞任、[2]近江絹糸の役員から徴収した辞表の返還、[3]左の申合事項の撤回	9巻1頁、東京高裁判決10巻74頁、最高裁判決10巻91頁	他に旧指定9にも該当
昭49（判）2 昭和52年11月28日	雪印乳業に対する件	育児用粉ミルクを販売するに当たり、その卸売価格及び小売価格を自己の価格建てによる水準を維持するため、[1]卸売業者間においてその販売先が競合しないように、一店一帳合制の実施、[2]販売代金を回収するに際し、払込制を実施	[1]一店一帳合制の廃止、[2]卸売業者、小売業者及び需要者への周知、[3]払込制については、措置を命じない（違反事実消滅）。	24巻65頁	他に旧指定8にも該当

事件番号 審決年月日	件名	内容	主文の要旨	審決集	備考
昭49（判）2 昭和52年11 月28日	明治乳業 に対する 件	育児用粉ミルクを販売するに当た り、その卸売価格及び小売価格を自 己の価格建てによる水準を維持する ため、[1]卸売業者間においてその販 売先が競合しないように、一店一帳 合制の実施、[2]販売代金を回収する に際し、払込制を実施	[1]一店一帳 合制の廃止、 [2]卸売業 者、小売業者 及び需要者へ の周知、[3] 払込制につい ては、措置を 命じない（違 反事実消 滅）。	24巻86 頁	他に旧 指定8に も該当
昭54（判）1 昭和57年6月 17日	三越に対 する件	[1]その販売する商品又は役務のうち 特定のものについて、販売目標額及 びこれを達成すべき期間を定め、店 頭外販売により納入業者に対し納入 取引関係を利用して当該商品又は役 務の購入を要請、[2]、売り場改装の 一部について、その費用の全部又は 一部を納入業者に対し、特段の基準 を設けることなくその負担を要請、 [3]大売り出し等特定の商品の販売の ために各売場が行う催物の一部につ いて、納入業者に対し、特段の基準 を設けることなくその負担を要請、 [4]特定の商品の販売を直接の目的と しない種々の催物の一部について、 納入業者に対し、その負担を要請、 [5]前記[2]-[4]の要請を受けた納入業 者は、当該費用の負担を余儀なくさ れている。	[1]各要請の 禁止、[2]納 入業者への周 知	29巻31 頁	同意審 決
平成 9（勸）26 平成10年2月 18日	北國新聞 社に対す る件	取引先新聞販売業者に対し、同社が 定める取引の目標部数を提示して、 ほぼ目標部数どおりの部数で取引す ることにより、「注文部数」を超え て新聞を供給している。	[1]行為の取 りやめ、[2] 取引先新聞販 売業者が注文 部数を自主的 に決定し得る ための措置、 [3]取引先新 聞販売業者へ の周知	44巻 358頁	新聞業 特殊指 定2項

事件番号 審決年月日	件名	内容	主文の要旨	審決集	備考
平成 10（勸）18  平成10年7月 30日	ローソン に対する 件	自己の取引上の地位が日用雑貨品納入業者に対して優越していることを利用して、日用雑貨品納入業者に対し、金銭を提供させ、また、日用雑貨遺品を一円で納入させていた。	[1]行為の取りやめの確認、[2]納入業者及び自社の従業員への周知	45巻 136頁	一般指定14項 2号
平成 16（勸）2  平成16年4月 14日	ポストフル に対する 件	衣料服飾品納入業者に対し、当該納入業者が負うべき責任がないにもかかわらず、あらかじめ合意した納入価格等により納入された衣料服飾品の代金から一定の金額を差し引いた学を当該衣料服飾品の代金として支払っていた（納入価格の値引き）。	役員及び従業員への周知徹底	51巻 408頁	百貨店 特殊指 定2項
平成 16（勸）3  平成16年4月 15日	三陽マル ナカに対 する件	[1]納入業者に対し、商品を購入した後にその納入価格を値引きさせ、商品を返品するとともに、自己の販売業務のためにその従業員等を派遣させて使用していた（納入価格の値引き、返品、従業員等の派遣要請）。 [2]納入業者に対し、納入取引に係る商品以外の紳士服等を購入させるとともに、自社の棚卸作業のためにその従業員等を派遣させていた（押し付け販売、従業員等の派遣要請）。	[1]行為の取止め、[2]納入業者への通知、[3]将来の不作为、 [4]行動指針作成、仕入担当者に対する独禁法研修及び監査のための措置、役員従業員への周知徹底	51巻 412頁	[1]百貨店特殊指定1項・2項・6項、[2]一般指定14項
平成 16（勸）30  平成16年11 月11日	ミスター マックス に対する 件	[1]納入業者に対し、決算等に際し、あらかじめ合意した負担額を超える額の金銭等を提供させていた（協賛金等の負担の要請）。[2]当該納入業者が負うべき責任がないにもかかわらず、商品の全部又は一部を返品するとともに、自己の販売業務のためにその従業員等を派遣させていた（返品、従業員等の派遣要請）。	[1]行為の取止め、[2]納入業者への通知、従業員への周知徹底、 [3]将来の不作为、[4]仕入担当者に対する独禁法研修及び監査のための措置	51巻 526頁	[1]一般指定14項、[2]百貨店特殊指定1項・6項

事件番号 審決年月日	件名	内容	主文の要旨	審決集	備考
平成 16（勸）31  平成16年11 月18日	カラカミ 観光に対 する件	あらかじめ、納入業者等ごとに[1]当該ホテルで使用できる宿泊券の購入を要請する枚数を設定し、文書で購入を要請し、購入申込が無いなどの場合には購入するよう重ねて要請する等の方法により、宿泊券を購入させている。[2]参加費用を徴収して開催する宿泊を伴う宴会への参加を要請する人数を設定するなどして、文書で参加を要請し、参加の申込が無いなどの場合には、参加するよう重ねて要請することにより、宿泊を伴う宴会に参加させている。	[1]行為の取 止め、[2]取 引先事業者へ の通知、従業 員への周知徹 底、[3]将来 の不作为、 [4]行動指針 作成、取引担 当者に対する 独禁法研修及 び監査のため の措置	51巻 531頁	一般指 定14項
平成 16（勸）32  平成16年12 月6日	コーナン 商事に対 する件	[1]納入業者に対し、納入取引関係を利用して、決算に向けた粗利益等を確保するため、事前に算出根拠、使途等について明確にすることなく金銭を提供させていた（協賛金等の負担の要請）。[2]納入業者に対し、自己の販売業務のための商品の陳列、補充等の作業を行わせるために、その従業員等を派遣させていた（従業員等の派遣要請）。	[1]行為の取 止め、[2]納 入業者への通 知、従業員へ の周知徹底、 [3]将来の不 作為、[4]行 動指針作成、 仕入担当者に 対する独禁法 研修及び監査 のための措置	51巻 538頁	[1]一般 指定14 項、[2] 百貨店 特殊指 定6項
平成 17（勸）34  平成17年1月 7日	ユニーに 対する件	[1]青果物の仲卸業者に対し、自社セール用に供する青果物について、仲卸業者の仕入価格を下回る価格で納入するよう一方的に指示する等して、その青果物と等級、産地等からみて同種の商品の一般の販売価格に比べて著しく低い価格をもって納入させていた（低価格納入要請）。[2]納入業者に対し、自己の販売業務のための商品陳列、補充、顧客が購入した商品の袋詰め等の為に、その従業員等を派遣させていた（従業員等の派遣要請）。	[1]行為の取 止め、[2]仲 卸業者及び納 入業者への通 知、従業員へ の周知徹底、 [3]将来の不 作為、[4]行 動指針作成、 仕入担当者に 対する独禁法 研修及び監査 のための措置	51巻 543頁	[1]百貨 店特殊 指定4 項、[2] 百貨店 特殊指 定6項・ 一般指 定14項

事件番号 審決年月日	件名	内容	主文の要旨	審決集	備考
平成 17（勸）9  平成17年5月 12日	フジに対 する件	[1]衣料品等の納入業者に対し、買取りを条件として納入された商品について、その在庫商品を値引き販売した際に、納入業者が負うべき責任がないにもかかわらず、支払うべき代金の額から当該値引き販売に伴う利益の現象に対処するために必要な額を値引きさせていた（納入価格の値引き）。[2]納入業者に対し、自社の店舗の新規オープン及び改装オープンに際し、自己の販売業務のための商品の陳列、補充等の作業を行わせるために、その従業員等を派遣させていた（従業員等の派遣要請）。	[1]行為の取 止め、[2]納 入業者への通 知、従業員へ の周知徹底、 [3]将来の不 作為、[4]研 修、監査のた めの措置	52巻 376頁	[1]百貨 店特殊 指定2 項、[2] 百貨店 特殊指 定6項
平成 17（勸）20  平成17年12 月26日	三井住友 銀行に対 する件	自行と融資取引関係にある事業者であって、その取引上の地位が自行に対して劣っているものに対して、融資に係る手続を進める過程において、金利スワップの購入を提案し、金利スワップを購入することが融資を行うこととの条件である旨又は金利スワップを購入しなければ融資に関して不利益な取扱をする旨を明示又は示唆することにより金利スワップの購入を要請し、金利スワップの購入を余儀なくさせている。	[1]行為の取 止め、[2]融 資取引関係に ある事業者へ の周知、行員 への周知徹 底、[3]将来 の不作為、 [4]金利ス ワップの取扱 に関する内部 規定の整備、 研修、監査の ための措置	52巻 436頁	一般指 定14項 1号

事件番号 審決年月日	件名	内容	主文の要旨	審決集	備考
平成 18（措）9  平成18年10 月13日	パローに 対する件	納入業者に対し、[1]中元商品等の販売に際し、ギフト商品等を購入させていた。[2]自社の店舗の新規オープン等に際し、自社の業務のための商品の陳列、補充等の作業を行わせるために、その従業員等を派遣させていた。[3]自社の店舗の新規オープン等に際し、事前に算出根拠、目的等について明確に説明することなく、金銭的負担を提供させている。また、一定期間継続して販売する商品に係る当該店舗への初回納入分を無償で提供させている。8月及び12月に売り上げの増大が見込まれることを理由として、毎年8月及び12月における各納入業者との取引額の1%に相当する額の金銭的負担を提供させている。[4]他社の店舗の営業等を譲り受け、当該店舗を自社の店舗としてオープンするに際し、在庫となる商品を処分するため、当該商品を購入させていた。	[1]行為の取 止め、[2]納 入業者への通 知、従業員へ の周知徹底、 [3]将来の不 作為、[4]行 動指針作成、 仕入担当者に 対する独禁法 研修及び監査 のための措置	53巻 881頁	大規模 小売業 告示6 項、7項 及び8 項、一 般指定 14項1 号
平成 19（措）6  平成19年3月 27日	ニシムタ に対する 件	納入業者に対し、[1]商品回転率が低い在庫商品のうち、自社が割引販売を行わないこととしたものについて、当該商品の全部又は一部を返品し、また、自社が割引販売を行うこととしたものについて、割引販売に伴う利益の減少に対処するために必要とする額を当該商品の納入価格から値引きさせている。[2]自社の店舗の改装等に際し、当該店舗の在庫商品を処分するために割引販売を行った商品について、当該商品の割引額の半額を当該商品の納入価格から値引きさせ、また、割引販売後に売れ残った商品について、全部又は一部を返品している。[3]自社の店舗の改装等に際し、その従業員等を自社の業務のための商品の陳列、補充等の作業を行わせるために派遣させている。	[1]行為の取 止め、[2]納 入業者への通 知、従業員へ の周知徹底、 [3]将来の不 作為、[4]行 動指針作成、 仕入担当者に 対する独禁法 研修及び監査 のための措置	53巻 911頁	大規模 小売業 告示1 項、2項 及び7項

事件番号 審決年月日	件名	内容	主文の要旨	審決集	備考
平成 17（判）7  平成19年6月 22日同意審 決	ドン・キ ホーテに 対する件	[1]納入業者に対し、自己の販売業の ための商品の陳列等の作業を行わせ るために、その従業員等を派遣させ るとともに、自社の棚卸し等のため の作業を行わせるために、その従業 員等を派遣させていた（従業員等の 派遣要請）。[2]納入業者に対し、負 担額及びその算定根拠、使途等につ いて、あらかじめ明確にすることな く、新規オープンした店舗に対する 協賛金として、当該店舗における納 入業者の初回納入金額に一定率を乗 じて算出した額、納入業者の一定期 間における納入金額の1パーセントに 相当する額等の金銭をさかのぼって 提供させていた（協賛金等の負担要 請）。	[1]行為の取 止め、[2]納 入業者への通 知、従業員へ の周知徹底、 [3]将来の不 作為、[4]行 動指針作成、 仕入担当者に 対する独禁法 研修及び監査 のための措置	審決集未 登載	[1]百貨 店特殊 指定2 項・一 般指定 14項、 [2]一般 指定14 項  同意審 決